

軽油引取税の課税免除の特例措置（鉱物の採掘事業のうち石灰石・鉱物掘採業）

対象税目：軽油引取税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

○国民生活に不可欠な石灰石等鉱物資源の安定的かつ効率的な供給を確保する。

当該措置の政策体系における位置づけ

○6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
（経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf）

根拠条文：地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第9項
創設年度：昭和31年
適用期限：令和9年3月31日
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

② 現行制度の概要

<地方税法施行令附則第10条の2の2第9項>
9 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。
鉱物（岩石及び砂利を含む。以下この項において同じ。）の掘採事業：削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
<現行制度の概要>
さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物の掘削事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき15,000円（15円/L）の課税を免除する。

減収額

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額（億円）	49.7	47.6	45.6	43.8	41.5	39.6

③ アクティビティ

○石灰石等鉱物資源は、我が国の社会資本整備に用いられるセメントの主原料であるほか、生コンクリートや鉄鋼等の生産に欠かせない基礎原材料である。これは東日本大震災をはじめとする大規模災害からの復旧・復興やリニア・新幹線等のインフラ整備など、国土強靱化に必要な不可欠なものであり、この間安定的に資源を供給するという役割を担っている。鉱物資源は、重量物であるため、大型化が適うディーゼルエンジンを搭載した重機を用いて生産（掘削・積込み・運搬等）しており、その動力源として軽油を使用している。足下では、他に代替できる動力源はなく、転換はできない。
○石灰石鉱山等を経営する事業者の約9割は地域の中小企業であるが、主要な供給先は鉄鋼会社、セメント会社等の大企業であり、その力関係から価格転嫁は実質上不可能である。また、足元の中東・ウクライナ情勢に起因したエネルギー・部素材費等の高騰といった外因的要因が加わるなど、事業者の自助努力では対処しがたい厳しい経営環境下で、課税相当分を事業者が負担することになると、事業縮小のみならず、廃業を加速化しかねない。鉱山は製造業とは異なり、一度廃業すると再開することが難しく、経営半ばで廃業すると閉山時に必要な緑化修復等に資金投下できず、各地で残壁崩壊等の災害が発生し、住民生活を脅かすことも懸念される。サプライチェーンの最上流において、多くの国内産業が原材料として使用する鉱物資源を安定的に供給するためにも採掘原価に直接寄与する本措置の継続が求められる。

④ アウトプット

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数（推計）	228	228	228	228	228	228
推計適用額（億円）	49.7	47.6	45.6	43.8	41.5	39.6

（出所）石灰石等掘採事業者へのヒアリング調査に基づき推計

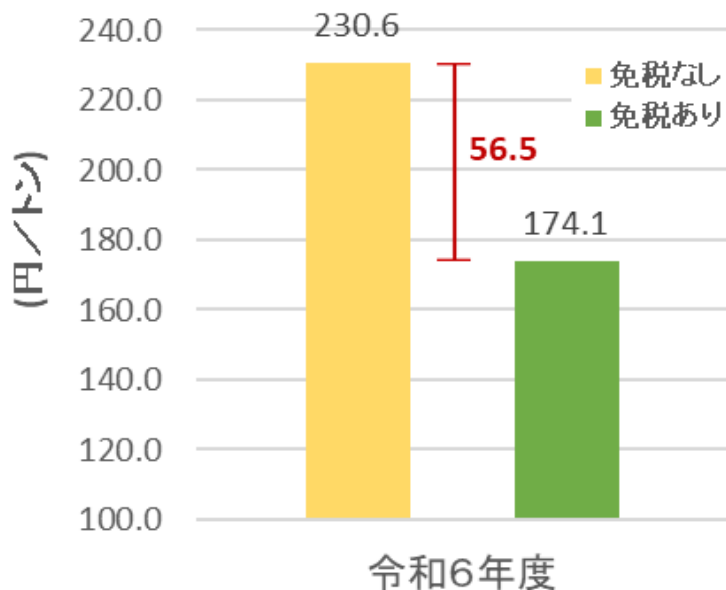
○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○軽油引取税が免税されることにより、石灰石等掘採事業者のコスト低減を図る。
⑤ 短期アウトカム	○石灰石等の掘採に係る事業燃料コストの削減 指 標：単位生産量当たりのコスト削減額（円） 目標値：前年度水準の維持（令和5年度：47.3円/トン） 対象期間：令和6年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○石灰石等掘採事業者の事業性が確保されることにより、石灰石等鉱物資源が安定供給される。
⑥ 中期アウトカム	○石灰石等鉱物資源の安定供給 指 標：石灰石等鉱物資源の国内自給率： $(生産量 + 輸出量 - 輸入量) \div 生産量$ 目標値：国内自給率が安定して推移すること（100%相当） 対象期間：令和6年度～令和8年度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○石灰石等鉱物資源の中長期的な安定供給
⑦ 長期アウトカム	○石灰石等鉱物資源の安定供給 指 標：石灰石等鉱物資源の国内自給率： $(生産量 + 輸出量 - 輸入量) \div 生産量$ 目標値：国内自給率が安定して継続的に推移すること（100%相当） 対象期間：令和6年度～令和10年度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
経済産業省生産動態統計	石灰石等鉱物資源の生産量を把握するため
財務省貿易統計	石灰石等鉱物資源の輸出量と輸入量を把握するため
石灰石等掘採事業者へのヒアリング調査	本措置利用者の状況等を把握するため（192者／288者）

●分析手法：①コスト分析、②時系列比較分析
 選定理由：①企業における生産量当たりのコストを分析し、本措置の効果を把握するため。
 ②同一業種内で時系列的にデータを比較・分析することで、本措置の効果を把握するため。

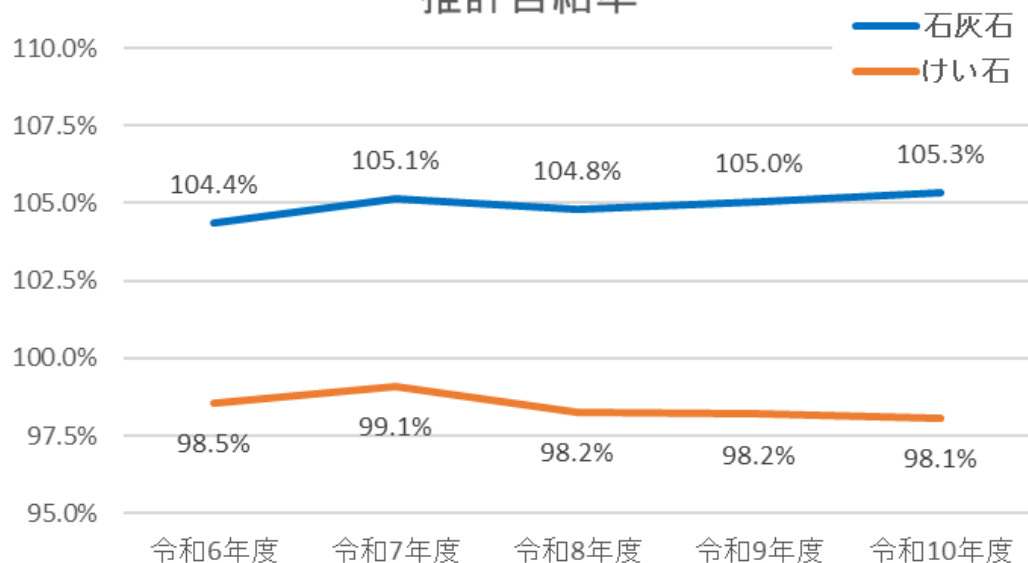
生産量当たりの費用削減効果



<短期アウトカム>

左図は、石灰石等生産量当たりの費用削減効果を分析したものである（円/トン：軽油購入費÷生産量）。本措置を活用した場合のコスト削減効果は、56.5円/トン（230.6－174.1）となり、燃料費高騰によるコスト上昇を抑えることができています。

推計自給率



<中期・長期アウトカム>

左図は、自給率について中長期的に時系列推計したものである（（国内生産量（=需要量）+輸出量-輸入量）÷国内生産量）。国内において生産される石灰石等鉱物資源のうち、生産量が多く統計により数値を可視化できる石灰石及びけい石の推移を分析対象として、推計した。石灰石については、104%台～105%台と100%を超える値で推移し、けい石についても、98%台～99%台と概ね100%の値で安定的に供給されている見込みであることが確認された。

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<p>○石灰石等の掘採に係る事業燃料コストの削減 指標：単位生産量あたりのコスト削減額 目標値：前年同水準（令和5年度：47.3円/トン）の維持 対象期間：令和6年度 【達成状況】 令和6年度：56.5円/トン</p>	<p>○石灰石等鉱物資源の安定供給 （令和6年度～令和8年度） 【石灰石】 令和6年度：104.4% 令和7年度：105.1% 令和8年度：104.8% 【けい石】 令和6年度：98.5% 令和7年度：99.1% 令和8年度：98.2%</p>	<p>○石灰石等鉱物資源の安定供給 （令和6年度～令和10年度） 【石灰石】 令和6年度：104.4% 令和7年度：105.1% 令和8年度：104.8% 令和9年度：105.0% 令和10年度：105.3% 【けい石】 令和6年度：98.5% 令和7年度：99.1% 令和8年度：98.2% 令和9年度：98.2% 令和10年度：98.1%</p>

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	○	○	○

③ 政策効果等	○事業者の経営の安定化に寄与し、国土強靱化等の観点から石灰石等の安定的な供給体制の構築・維持に寄与していることを確認した。		
---------	---	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○補助金や低利融資といったその他の手段は、一定程度資金繰りの改善には資するものの、燃料費という恒常的な事業コストを直接軽減するものではない。他方、軽油引取税の課税免除措置は、重機稼働に不可欠な軽油使用に着目し、課税段階で簡素かつ直接的に負担を軽減できること、燃料費高騰時においても資金繰りの悪化を抑制する効果があることから、他の手段と比較しても相当性が高いと考えられる。		
---------------------------	---	--	--

⑤ 見直しの方向性	○国土強靱化等の観点から、事業者の経営基盤を安定させ、引き続き製品等の安定的な供給体制の構築・維持を果たすため延長を検討。		
-----------	---	--	--

主担当部局：経済産業省製造産業局鉱物課
 共管担当部局：経済産業省製造産業局素材産業課、資源エネルギー庁資源・燃料部資源開発課石炭政策室